



(様式2)

令和6年3月14日

京丹後市議会副議長 様

氏 名 谷津 伸幸



調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 日程

令和5年10月23日(月)～令和5年10月24日(火)

2 場所

全国市町村国際文化研修所

3 目的

- 議会改革を進めるにあたっての基本的な事項(地方自治の現状、国の法制度の変化、人口減少による地域の変化など)について学ぶ
- 議会への住民参加、情報公開に関して、先進事例の紹介を聞き、意見交換等を通じて理解を深める
- ダイアログ(自分の意見を伝え、相手の考えを理解し、互いに協力して解決策を導くためのコミュニケーションの方法)を用いた演習を体験し、会議や議員間討議の進め方を学ぶ

4 該当する政務活動費の使途項目

研修費

5 支出経費の内訳と金額

4,900 円

内訳: 参加費 7,550 円(内、食費等 2,650 円)

6 参加議員名

谷津伸幸

7 活動成果の概要、所見

別紙 報告書

8 成果物、資料等

受講証明書

市町村議会議員研修～議会改革を考える～ 報告書

開催日: 2023 年 10 月 23 日、24 日

場所: 全国市町村国際文化研修所

報告者: 谷津伸幸

北川氏の地方議会議員向け講演会記録

はじめに

1993 年、地方分権を推進する決議が自民党から共産党まで全会一致で決議され、1995 年、地方分権推進法が制定された。この法改正により、地方自治体は国から権限を移譲され、自己決定・自己責任の時代を迎えた。

地方分権: 地方分権一括法で大きく変化。(中央から地方へ)

- 機関委任事務 府 80%、市町村 30% ⇒ 機関委任事務全廃に
 - ・ 国と地方は、主従 ⇒ 対等協力(自己決定、自己責任)
- 首長は独任制 ⇔ 議会は合議制(少数意見の留保が重要)
 - ・ 行政の監視機能 ⇒ 民意の反映(政策提案ができる)
- 議会は、執行権、予算編成権がないが、首長と対等な関係
 - ⇒ 政策提案するために、政務調査費・政務活動費が認められた。
- 議員活動が、全てではない。
 - ・ 議員全員による議会活動が重要。⇒ 議会で議論して決める。
 - ※ 当初予算を否決しても、市民は何も困らない。
 - 否決した場合、具体的に、どのような予算執行になるのかを考える。
- 執行機関と議事機関が対応な意思決定することで、自治が成立する。
 - ⇒ 議会が追認機関だと存在意義がない。

地方創生: 地方創生法制定(3 年前から第 2 期創生法)

- 行政は予算主義だが、一般企業は決算主義。
 - ⇒ 予算がどのように使われたのかの決算が大切。
- バックキャスティングによる政策決定
 - ・ 2040 年の人口における地方の実態から、遡って政策を決定する。
 - ・ 成果が上がらなければ、首長・議会は失格になる。

- ・ 様々な制度改革を実装化する必要がある。

※ 但し、古い感覚を取り除くのに 30 年かかる。

地方議会改革の必要性

地方分権時代において、地方議会は単なる執行部の監視機関ではなく、政策提案や政策実現を積極的に推進する役割を担っている。しかし、多くの議会は旧態依然とした体質から脱却できておらず、改革が求められている。

議会改革のポイント

- ・ 議員活動の活性化
- ・ 議員報酬の適正化
- ・ 議会事務局との連携
- ・ 議会基本条例の制定
- ・ 情報公開

意識改革

- ・ 執行部との対等な関係

従来の議会は、執行部の下請けのような存在だったが、地方分権時代では、議会は執行部と対等な関係に立ち、政策提案や政策実現を積極的に推進する必要がある。

- ・ 議員活動の活性化

議員活動は、選挙活動だけではない。議会での質問や委員会活動、政策提案など、様々な活動を通じて、議員は民意を反映し、地域社会の発展に貢献する必要がある。

- ・ 議会事務局との連携

議会事務局は、議会の活動を支える重要な存在。議会事務局と一体となって活動することで、議会改革をより効果的に進めることができる。

【 改革事例 】

- ・ 奥州市議会：

- 議長マニフェストに基づいて議会改革を進めている。
- 第三者機関による議会運営の検証を実施している。
- 政策実現のためのスピードと効果を重視している。
- ICT を活用した学校教育や地域おこしなどの政策提案を行っている。

- ・ 宮田村議会：

- 議会事務局が政策提案を行う仕組みを導入している。
- 議会改革に関する研修を定期的実施している。
- 定数や報酬の問題を含めた議員の成り手不足への取り組み
 - 議員報酬審議会を活性化し、議員報酬の適正化に取り組んでいる。
 - 広報広聴活動の充実と議会への住民参加の実践

- ペーパーレス化、オンライン会議の実践
- 宮田村議会むらびと会議の設置
- 中学生の職場体験学習の受け入れや議会講演会の実施

所見

地方議会改革は、地方自治の活性化につながり、ひいては日本の未来にとって不可欠と考えます。今回の北川氏の講演会は、議会改革の重要性を改めて認識し、具体的な取り組みを推進していくための貴重な機会となりました。

京都府 京丹後市議会議長様

公益財団法人全国市町村
全国市町村国際文化研
学長 荻澤 滋
滋賀県大津市唐崎二丁目13番
登録番号 T6040005002305

研修受講決定兼請求書

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願い致します。

氏名	谷津 伸幸
コース名	令和5年度市町村議会議員研修 [2日間コース] 「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」
研修期間	令和5年10月23日（月） ～ 10月24日（火）

- 1 研修受講に要する経費の納入について
下記金額を、指定期間内に指定口座に振り込んでください。

- (1) 納入金額：7,550円
＜内訳＞ 研修費(@1,300) (課税10%分) 2,600円
食費(課税10%分) 750円
食費(不課税分) 1,900円
研修生活動費(課税10%分) 2,300円
- (2) 税区分による内訳：(課税10%分) 5,650円(内税 513円)
(不課税分) 1,900円(内税 0円)
- (3) 指定期間： 令和5年10月12日（木） ～ 10月18日（水）
- (4) 指定口座： 滋賀銀行 唐崎支店 普通No. 461158
みずほ銀行 大津支店 普通No. 1705329
名義人：ザイ センコクジョウリョウカンシュウザイタン
センコクジョウリョウカンシュウ
(公財) 全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

- 注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。
注3) 振込手数料は、貴団体で負担願います。